



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

組織改編に伴うネットワーク配線作業

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成15年3月31日

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月25日 午前9時から

イ 場所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

情報政策課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

予算編成システム保守委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 平成12年度及び13年度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財政改革課

電話 026 (235) 7039

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月31日 午後2時から

イ 場所 長野県庁本庁舎2階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年3月30日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部財政改革課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

財政改革課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

写真の現像、焼付及び引伸等

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

現像1本及び焼付等1枚当たりの単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日 時 平成15年3月31日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年4月1日 午後3時

イ 場 所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

青写真等の焼付及び製本

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

焼付1枚当たり及び製本1冊当たりの単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）

ア 日 時 平成15年3月31日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 平成15年4月1日 午後1時30分

イ 場 所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書による。

管 財 課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

消費生活相談データ入力業務委託

(2) 役務の特質

消費生活情報ネットワークシステムの端末機による入力業務の処理

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月31日まで

(4) 入札の方法

1人1日当たりの単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電子計算機の操作及びデータ入力を行うことができる人材員を1年間1名（業務量に応じて2名）、長野県長野消費生活センターに派遣することができる者

(5) 守秘義務を要する業務であり、確実に履行ができる者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部生活文化課

電話 026 (235) 7172

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月31日 午後1時30分から

イ 場所 長野県庁西庁舎301会議室

- (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第142条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札者は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成15年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

- (2) 詳細は入札説明書による。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シャイン

3 代表者の氏名

中 村 彰

4 主たる事務所の所在地

上田市大手2丁目6番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、児童、高齢者、障害児者等社会的弱者を含む全ての市民に対し、支援を必要としている人たちの福祉増進、権利擁護に関する支援体制の構築、並びに児童虐待、女性虐待等の人権侵害の防止に関する事業を実施し、以って地域福祉の向上と自立した市民がお互いに手をさしのべられるような社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

| 調査を行った者の名称 | 成果の名称 | 調査を行った期間 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------|------------------|-------------------|------------|
| 佐久市 | 地籍簿及び地籍図 | 平成13年度から平成14年度まで | 大字上平尾の一部及び大字常和の一部 | 平成15年3月20日 |
| 下高井郡山ノ内町 | 地籍簿及び地籍図 | 平成13年度から平成14年度まで | 大字夜間瀬の一部 | 平成15年3月20日 |
| 下伊那郡売木村 | 地籍簿及び地籍図 | 平成13年度から平成14年度まで | 売木村の一部 | 平成15年3月20日 |
| 上水内郡小川村 | 地籍簿及び地籍図 | 平成13年度から平成14年度まで | 大字瀬戸川の一部 | 平成15年3月20日 |

農村整備課

○公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 農地保有合理化法人の名称

長野八ヶ岳農業協同組合

2 事業の種類

農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

農村整備課

○公 告

林業技術者養成講習を次のとおり行います。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 期日及び場所

| | 林 業 架 線 課 程 | | |
|----|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | 前 期 | 中 期 | 後 期 |
| 期日 | 平成15年8月25日から 平成15年8月29日まで | 平成15年9月8日から 平成15年9月12日まで | 平成15年11月4日から 平成15年11月7日まで |
| 場所 | 塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター | | |
| | 伐 木 造 材 課 程 | | |
| | 第 1 回 目 | 第 2 回 目 | |
| 期日 | 平成15年4月22日から4月24日まで | 平成15年5月26日から5月28日まで | |
| | 第 3 回 目 | 第 4 回 目 | |
| | 期日 | 平成15年6月27日から6月29日まで | 平成15年7月23日から7月25日まで |
| | 第 5 回 目 | 第 6 回 目 | |
| | 期日 | 平成15年8月19日から8月21日まで | 平成15年9月27日から9月29日まで |
| | 第 7 回 目 | 第 8 回 目 | |
| | 期日 | 平成15年10月28日から10月30日まで | 平成15年11月17日から11月19日まで |
| | 第 9 回 目 | 第 10 回 目 | |
| | 期日 | 平成15年12月9日から12月11日まで | 平成16年1月20日から1月22日まで |
| | 第 11 回 目 | 第 12 回 目 | |
| | 期日 | 平成16年2月25日から2月27日まで | 平成16年3月9日から3月11日まで |
| 場所 | 塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター | | |

2 受講資格

林業技術者養成講習要綱(昭和40年告示第323号)第4に規定するところによる。

3 受講志願の手続き

(1) 提出書類

林業技術者養成講習要綱第5に規定する受講願及び同項各号に掲げる書類

(2) 受付期間

各講習の始まる10日前まで

(3) 提出場所

所轄する地方事務所林務課(市にあっては、その市に所在する地方事務所林務課、ただし、小諸市にあっては、佐久地方事務所林務課、岡谷市及び茅野市にあっては、諏訪地方事務所林務課、駒ヶ根市にあっては、上伊那地方事務所林務課、塩尻市にあっては、松本地方事務所林務課、須坂市及び更埴市にあっては、長野地方事務所林務課、飯山市にあっては、北信地方事務所林務課)

4 受講料

徴収しない

5 受講の許可通知

受講することを許可したときは、本人にその旨を通知する。

6 その他

この講習について問い合わせは、長野県林業総合センター(電話 0263-52-0600)に行うこと。

林業振興課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類
白馬都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び白馬村役場

都市計画課

○公 告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 組合の名称
豊科町大久保通り南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成13年3月19日から平成17年3月31日まで
- 3 施行地区
豊科町大字豊科の一部
- 4 事務所の所在地
豊科町大字豊科4340番地 豊科町役場内
- 5 設立認可の年月日
平成13年3月13日
- 6 変更認可の年月日
平成15年3月14日

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成15年3月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 許 可 番 号

平成13年8月28日 長野県指令13建第42-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市川路2850、2862、2895-2、2950、2953-4、2953-14、2953-15

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市大久保町2534

飯田市長 田 中 秀 典

建築管理課

○公 告

平成15年3月4日認可した木曾郡南木曾町による神戸地区神戸換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年3月6日行った旨届出がありました。

平成15年3月20日

長野県木曾地方事務所長 望 月 孝 光

農村整備課

○公 告

平成15年3月4日認可した木曾郡南木曾町による妻籠地区下り谷換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年3月6日行った旨届出がありました。

平成15年3月20日

長野県木曾地方事務所長 望 月 孝 光

農 村 整 備 課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年3月20日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|------------------|------------|
| H A R A D A | 長野市稲里町田牧750番地7 | 平成15年3月12日 |
| 小林設備工業所 | 長野市篠ノ井布施五明199番地 | 平成15年3月12日 |
| 中野興業株式会社 | 中野市大字新井445番地2 | 平成15年3月12日 |
| 坂城工務店 | 埴科郡坂城町大字坂城1990番地 | 平成15年3月12日 |

水 道 課